

(別紙)

飲食店におけるワクチン接種歴・検査の確認内容・方法について

1. ワクチン接種歴

(1) 確認内容

予防接種済証（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認してください。予防接種済証等を撮影した画像や写し等で確認していただいても結構です。その際、身分証明書等により本人確認を行ってください。

(2) 有効期限

当面定めません。

2. 検査結果

検査結果については、PCR検査等が推奨されます。ただし、事前にPCR検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とされています。それらの確認内容・方法等は以下のとおりです。

なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限の緩和を適用する上での検査は不要です（6歳以上12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要です）。

(1) PCR検査等の検査結果の確認

① 確認内容

医療機関又は衛生検査所等（※1）が発行した結果通知書等（※2）により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。その際、身分証明書等により本人確認を行ってください。

② 有効期限

検体採取日より3日以内

(2) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 確認内容

検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。

② 有効期限

検査日より1日以内

③ その他

検査は医療機関又は衛生検査所等で受検できます。（※3）

このほか、薬局など事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能です。

- (※1) 厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨されています。
- (※2) 結果通知書等には、受検者氏名・検査結果（陰性・陽性）・検査方法・検査所名・検査日・検査管理者氏名・有効期限が記載されている必要があります。
- (※3) 現在、三重県ではPCR等検査、抗原定性検査を無料で受けられる検査拠点施設の整備に向けて準備を進めています。検査拠点施設が整備されましたら、HPでご案内いたします。